

主な記事

8年分路線価、全国平均は2.9%上昇	2面
日税連が9年度税制改正で建議	2面
国税庁が7年度の査察の概要公表	3面
税理士等でない者が税務相談で命令	4面

関連者間取引の書類保存特例で事務運営指針

法基通等を一部改正

記載内容の程度や調査対応を示す

青色承認取消しの取扱いも

国税庁は6月30日、法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)を公表した。主な改正点は、令和8年度税制改正で創設された関連者間取引に係る書類の整理保存の特例、研究開発税制の見直しや外国子会社合算税制の見直しなど。関連者間取引の書類保存特例では同日に、同特例の運用に当たっての基本的な考え方及び取扱いについて(事務運営指針)が公表されている。事務運営指針では、記載内容の程度、実地調査時における対応、青色申告の承認の取消しに係る取扱いなどが示されている。

関連者間取引の書類(ともに、その特定事項保存特例は、内国法人)記載書類の整理及び保存をしなければならないこととしている。

①基本的な考え方では、本特例の趣旨及び内容を踏まえ、取引の実態に即して特定事項記載書類の保存等の義務の履行の状況を個別具体的に判断することとなるものではないこととする。

②損金算入との関係では、特定事項記載書類の保存等が行われていない場合であっても、そのことのみをもって、関連者間取引に係る費用の損金算入が直ちに認められないこととする。

③記載内容の程度に

関する基本的な考え方と特定事項記載書類の取扱いでは、必要記載事項は、関連者間取引の内容を第三者の立場からみて客観的に把握することができる程度に記載が求められるものであり、特定事項の内容及び記載の程度については、対価の額または費用の額の算定または計算の方法並びに資産または役務の提供の内容及びその資産の果たす機能等を踏まえ、実態に即して個別具体的に判断することとする。

④実地調査時における対応では、保存場所の取扱い及び運用上の留意点、保存等がないこととする。

⑤青色申告法人以外の普通法人等に係る取扱いでは、関連者間取引の実態を明らかにすることができないなど認められるときは、推計課税の要否について検討を要することとする。

相基通等を一部改正

公益信託に係る改正等に伴い

国税庁は6月30日、相続税法基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)と「相続特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」の一部改正について(法令解釈通達)を公表した。相基通等の改正は、公益信託に関する法律の施行により、公益信託に係る相続税および贈与税の課税関係の見直し、相続財産を公益信託の信託財産とするために支出した場合の相続税の非課税措置の改正等が行われたことなどに伴い、法令解釈に当たり留意すべき事項等を定めるほか所要の取扱いなどを整備するもの。譲渡所得等の非課税の取扱いに関する規定は、令和6年17第6項第2号イに規定する「その公益信託が、その信託行為の定めるところにより適正に運営されるものであるか」かどうかの判断をどのように行うかについて規定が新設されている。

また、同庁は7月1日、「公益信託に財産を

税理士試験受験申込者は4万5954人

昨年度より47人増 4年連続で増加

国税庁は1日、令和8年度(第76回)税理士試験の受験申込者数を発表した。それによると、今年度の受験申込者数は昨年度より437人多い4万5954人で、4年連続で増加し、5年度から4万人を超えている。

税理士試験を受験申込者数を発表した。それによると、今年度の受験申込者数は昨年度より437人多い4万5954人で、4年連続で増加し、5年度から4万人を超えている。

また、同庁は7月1日、「公益信託に財産を

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

●信頼いただける財協の税務関係図書●

國武 久幸 著 ▼A5判・240頁・定価2640円(税込)

路線価評価の落とし穴

本書は、容積率の異なる地域にわたる宅地、接道義務を満たしていない宅地、2以上の異なる路線価が付されている宅地など、路線価評価の誤りやすい事例を解説するQ&A集。評価作業で見落としがちなポイントや間違いやすい箇所を「落とし穴」として紹介。また、あえて誤った計算方法を示すことで、より理解が深められるよう工夫した実務的な構成。

成松 洋一 著 ▼A5判・470頁・定価3630円(税込)

第2版 Q&A 法人税の身近な論点を巡る実務事例集

法人税の実務的取扱いにおいて、課税当局の公式な見解が明らかでない諸問題について、事例を設定して、Q&A方式で、簡潔明瞭に解説。各事例には、解説として、法令・通達・情報、参考判例、参考裁決等の根拠を提示して分かりやすく詳解。令和9年4月から適用される新リース会計基準とそれに伴う税務の調整問題にもいち早く対応。

宮本 竜平 編 ▼B5判・950頁・定価3740円(税込)

令和8年版 図解 法人税

非常にボリュームがあり、かつ難解である法人税に関する基本的事項を図表やフローチャート等多用して体系的に解説。今回の改訂にあたっては、特定生産性向上設備等促進税制の創設、研究開発税制の見直し並びに中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例及び中小企業経営強化税制の見直しをはじめとする令和8年度税制改正を織り込み更に内容を充実。

竹川 洋樹 編 ▼B5判・780頁・定価3740円(税込)

令和8年版 図解 消費税

少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の抜本的見直し、デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し、暗号資産等に関する取扱いの見直し、非居住者に対する国内不動産に係る役務提供についての免税対象からの除外、インボイス制度の導入に伴う経過措置の見直しなど令和8年度税制改正に加え、リファンド方式における別送・直送の適用関係の違いを収録。

三宮 修 著 ▼A5判・320頁・定価2200円(税込)

令和8年度版 基礎から身につく消費税

消費税の基本的事項のほか、税額計算・申告書作成例を解説。令和8年度税制改正に関しては、物品販売に係るプラットフォーム課税の導入、2割特例から3割特例への改正、免税事業者等からの仕入れに関する控除割合の見直し等を解説したほか、令和8年11月より開始される新しい輸出物品販売場制度(リファンド方式)の概要を収録。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
TEL 03 3829 4141(代) FAX 03 3829 4001
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
<https://www.zaikyo.or.jp>

大蔵財務協会 販売局

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

8年分路線価全国平均2.9%上昇

5年連続上昇、トップは東京の9.4%

国税庁は1日、令和8年分の路線価等を公表した。全国約30万7000地点の標準宅地の評価基準額の対前年変動率の平均値は、2.9%上昇(前年は2.7%上昇)し、5年連続の上昇となった。同庁ホームページでは、同日に8年分の路線価等を公開している。

都道府県別で見ると、上昇した都市は、と、上昇率5%以上10%未満が東京、大阪、神奈川の3都府県(前年は3都府県)、「上昇率5%未満」が33道府県(同32道府県)だった。横ばい「は富山、岐阜、香川の3県(同ゼロ)」、「下落率5%未満」は8県(同12県)だった。上昇率トップは、東京都の9.4%(同8.1%)、他方、下落率トップは、和歌山県の最高路線価を見る

と、上昇した都市は、44都市(前年は35都市)で、上昇率が10%以上は盛岡、さいたま、東京、奈良、佐賀の5都市(同4都市)。

各国税局の標準宅地の評価基準額の対前年変動率の平均値

国税局(所)	8年分(%)	7年分(%)
札幌	1.8	2.4
仙台	1.2	1.8
関東信越	1.2	1.0
東京	6.3	5.7
金沢	0.5	0.1
名古屋	1.2	1.4
大阪	3.2	2.7
広島	1.6	1.6
高松	▲0.2	▲0.3
福岡	3.6	4.6
熊本	1.6	1.4
沖縄	6.6	6.3
全国平均	2.9	2.7

上昇率が最も大きかったのは佐賀市駅前中央1丁目駅前中央通りの17.0%(1平方メートルあたり27万5000円)で、駅前広場や佐賀駅高架下の整備等により駅周辺の賑わいが増しており、不動産取引が活発化していることが要因だ。

他方、最も下落率が大きかったのは、昨年に引き続き石川・輪島署管内の輪島市市通りでマイナス8.6%(同3万2000円)だった。「朝市」の復興が遅れており、地元向け商業施設等の再開も、高齢化や人手不足の影響により進捗は鈍く、地域の衰退傾向が強まっていることが要因。続いて、北海道・江差署管内の江差町道

上昇率が5%以上10%未満は11都市(昨年9都市)で、上昇率が5%未満は28都市(同22都市)だった。また、横ばいの都市は青森、津、鳥取の3都市(同11都市)で、下落した都市はゼロ(同鳥取の1都市)となっている。ゼロだったのは、平成3年分以来35年ぶりとなる。

良野市道道北の峰線通りが28.0%(同10万5000円)とインバウンド需要が高い地域が中心だ。

上昇率が5%以上10%未満は11都市(昨年9都市)で、上昇率が5%未満は28都市(同22都市)だった。また、横ばいの都市は青森、津、鳥取の3都市(同11都市)で、下落した都市はゼロ(同鳥取の1都市)となっている。ゼロだったのは、平成3年分以来35年ぶりとなる。

取引相場のない株式の評価 適正化のため所要の見直しを

日税連が9年度税制改正で建議

日本税理士会連合会(太田直樹会長)は、このほど、「令和9年度税制改正に関する建議書」を決定し公表した。重要建議項目として、取引相場のない株式の評価の適正化を図るため所要の見直しを行うこと、給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討することなどを盛り込んでいる。

取引相場のない株式の評価の適正化では例え、類似業種比準方式は、株式交換等の方法により比較的容易に会社の属性を変化させることにより、評価を大きく下落させることが可能である点や、意図的に赤字を計上し、わずかな配当を行うことにより株価の下落が可能となることなどを指摘し、大中小という会社の区分とは無関係に、評価が可能な方法を検討すべきであるとしている。

また、取引相場のない株式の評価において、純資産価額方式が原則的な評価方法にならざるを得ないという点は変わらな

給付付き税額控除や食料品消費税率ゼロを検討している社会保障国民会議で、その財源として、租税特別措置の見直しなどが示された。昨年のいわゆるガソリン暫定税率の廃止に伴う代替財源の議論で、租税特別措置の見直しを浮上したことを思い出す★ガソリン暫定税率の廃止は1.5兆円程度の減収とされており、8年度税制改正では、国税において、賃上げ促進税制の見直しで6750億円の増収、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直しで2870億円の増収が見込まれている★国民会議で検討している、2年間の消費税減税と給付を合わせると、必要な財源は5兆円程度とされている。ガソリンの時と比べると3倍超の財源が必要となる。9年度税制改正では、前年度以上に租税特別措置が見直されるのだろうか。(丁)



道江差停車場線通りがマイナス6.3%(同1万5000円)、奈良・吉野署管内の大淀

られたが、制度への深い理解にはまだ時間が必要であると考えられるとして、特別措置の

期限の延長等、中小・小規模事業者への必要な支援を継続すべきなどとしている。

措置ではあるものの、防衛的賃上げが必要な中小企業の経営基盤の強化を図るためには発生年度内での税額控除適用がより効果的であると、賃上げ原資の確保を直接支援し、賃上げ意欲の一層の促進のためにも、中小企業者等に限りて控除上限額を法人税額または調整前事業所得税額の40%程度まで引き上げるべきであるとしている。

インボイスに関連しては、その導入に伴い各種の特例措置が設け

岩元 達弘
池場 征吾

兼浅草税務署署長心得
(浅草税務署副署長)

宮尾 英志
(浅草税務署長)

近畿財務局総務部長
(浅草税務署長)

長谷川貴則
(浅草税務署長)

▲災害対策支援部
(浅草税務署長)

徳田 郁生
(浅草税務署長)

大田 直克
(浅草税務署長)

彦谷 直克
(浅草税務署長)

大田 直克
(浅草税務署長)

岩元 達弘
(浅草税務署長)

池場 征吾
(浅草税務署長)

Best New Machine

最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO

本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好

新しい物流サービスを創造していく service creation

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋市瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

株式会社 マルエイ

代表取締役社長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

査察の概要

一件当たり脱税額は1億円超

告発分 大口悪質事案多く過去10年で最高

国税庁は6月25日、令和7年度の査察の概要を公表した。7年度に査察に着手した件数は、前年度より20件減の131件で、処理(検察庁への告発の可否を判断)した件数は、前年度より23件減の107件だった。脱税総額は、前年度より1億3300万円減の111億3700万円となっている。告発件数は、前年度より16件減の82件で、処理件数に占める告発件数の割合である告発率は、前年度より0.7ポイント下がった。告発分の脱税額は、前年度より1億6000万円増の83億9000万円と増加し、一件当たりの告発分の脱税額は、前年度より1800万円多い1億2000万円と1億円を超え、過去10年で最高額となっており、悪質性の高い大口な事案が多かったようだ。同庁は、「経済社会情勢の変化に的確に対応し、多種多様な幅広い業種業態や取引形態の悪質な事案に積極的に取り組んだ」としている。

告発の最も多かった大口悪質事案は、建設業の18件で、タワマンや低層高層マンションなど都市型マンションに関連する大規模修繕工事を行う企業が目立った。査察事件で7年度中に審査事件が言い渡された件数は80件で、すべてに有罪判決が言い渡された。また、他の犯罪と併合されたもので最も重いものは、架空外注費を計上するなどの方法で所得を秘匿し、多額の法人税及び所得税等を免れた脱税指南グループの首謀者に対する懲役6年の判決だった。また、他の犯罪と併合されたもので最も重いものは、架空外注費を計上するなどの方法で所得を秘匿し、多額の法人税及び所得税等を免れた脱税指南グループの首謀者に対する懲役6年の判決だった。

このほか、1人当たりの犯則税額は5400万円、1人当たりの懲役月数は16・1カ月、1人(社)当たりの罰金額は1500万円となっている(すべて他の犯罪との併合事件を除いてカウント)。また、同庁は、昨年「無申告事案」「消費税法違反事案」「社会的波及効果が大きい見込みと見込まれる事案」を重点事案と位置づけ、積極的に調査を実施した。消費税法違反事案は前年度より3件減の17件を告発した。このほか、同庁では、



室内に置かれたスーツケースとポストンバッグに現金4億380万円を隠匿(大阪府管内)の23件を告

方法で法人税等を免れた者に対する懲役4年の判決だった(詐欺と法人税法違反の併合罪)。このほか、1人当たりの犯則税額は5400万円、1人当たりの懲役月数は16・1カ月、1人(社)当たりの罰金額は1500万円となっている(すべて他の犯罪との併合事件を除いてカウント)。また、同庁は、昨年「無申告事案」「消費税法違反事案」「社会的波及効果が大きい見込みと見込まれる事案」を重点事案と位置づけ、積極的に調査を実施した。消費税法違反事案は前年度より3件減の17件を告発した。このほか、同庁では、

「社会的波及効果が大きい見込みと見込まれる事案」を重点事案と位置づけ、積極的に調査を実施した。消費税法違反事案は前年度より3件減の17件を告発した。このほか、同庁では、

産競法等改正法の施行日は7月31日

産競法施行規則の省令案等をパブコメ

経済産業省は6月22日、「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令(案)1等」に対する意見募集(パブリック・コメント)を開始した。省令案等によると、令和8年度産性向上設備等投資促進税制の対象となる設備等を定義している。「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を

図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の公布・施行日は、8年7月31日の予定となっている。特定生産性向上設備等投資促進税制は、産競法等改正法の施行の日から施行される。パブコメは7月21日までとなっている。

優良な電子帳簿など説明

デジタル化でリーフレット

国税庁は6月26日、告特別控除が見直され、最高控除額が75万円に引き上げられた。75万円控除の適用に

優良な電子帳簿(または「デジタルシームレス保存」)が要件となっている。リーフレットでは、優良な電子帳簿等の要件のほか、それらの要件を満たすソフトの情報や申請手続きなどを説明している。75万円控除のほか、

躍進する井原グループ 総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川 4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

社会に貢献する 優良企業

カミ商事グループ

代表取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話 (0896) 代表二二一五〇〇

愛媛製紙株式会社

代表取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話 (0896) 二四一三三三〇

日本興運株式会社

代表取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話 (0896) 代表二四二五五〇

「税理士等でない者が税務相談で初の命令」

命令に違反なら罰金等 SNSで集客

国税庁は6月26日、税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令の公告を行った。同命令制度は令和5年度税制改正で税理士法を改正して創設されたもので、6年4月1日から施行されている。今回の事案が同命令制度に基づく初の命令となる。

命令(処分)を受けたのは福岡市中央区を住所とする者(公告には氏名も掲載されていない)。命令の原因となった行為は、事実の概要は「被処分者は、他の者にSNSを通じて集客することを依頼し、当該他の者から紹介を受けた多数の個人顧客に対し、税理士でないにもかかわらず、当該顧客の給与所得について、実態のない事業所得の損失と損益通算し、税相談等によって納税の適正な実現に重大な影響が及ぶ事態を防止するために、従来からあった税理士業務の制限違反への罰則とは別に、より機動的な行政上の対応が可能となる枠組みづくりの中で整備されたもの。具体的には、①税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令」と「税務相談に関する営業広告の削除」を命令した。

命令に違反したと認められた者は、1年以下の拘留または100万円以下の罰金に処せられる。

命令に違反したと認められた者は、1年以下の拘留または100万円以下の罰金に処せられる。

国際観光旅客税を300円に引き上げ

7月1日以後の出国から

令和8年度税制改正に伴い、国際観光旅客税の税率が7月1日以後の出国から出国1回につき3000円(6月30日までは同1000円)に引き上げられる。

同税は観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から平成31年1月に導入されたもの。8年度改正では、オーバーシーズム対策の強化、地方への誘客や需要の分散の促進、アウトバウンド施策の充実などの観光施策に必要となる財源を確保するため、税率の引き上げが行われた。引き上げ以後の出国であっても、引上げ日より前に締結された運送契約(引上げ日より前に出国日を設定)

同税は観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から平成31年1月に導入されたもの。8年度改正では、オーバーシーズム対策の強化、地方への誘客や需要の分散の促進、アウトバウンド施策の充実などの観光施策に必要となる財源を確保するため、税率の引き上げが行われた。引き上げ以後の出国であっても、引上げ日より前に締結された運送契約(引上げ日より前に出国日を設定)

法人登記 代表者住所非表示措置 対象拡大へ

規制改革実施計画案 運用の改善も

規制改革関係府省庁連絡会議は6月30日、規制改革実施計画案を公表した。会社法の見直し(株式会社M&A、実質株主確認制度等)や研究開発法人のインベション力向上のためのAI等の活用促進、法人登記の代表者住所非表示措置の対象拡大及び運用改善などが盛り込まれている。法人登記の代表者住所非表示措置は、安全

非表示措置は、安全やプライバシー保護の観点から、一定の要件のもと、株式会社の代表取締役等の住所について、登記事項証明書等に表示しない制度。令和6年10月から施行されている。また、非表示措置を講じる前の代表者の住所は制度の対象外となる。そのため、現代代表者の住所に異なる場合、変更がない場合には現在の住所が特定され

り、退任した代表者の住所が公示され続ける可能性などが指摘されている。そこで、計画案では、次の措置などを講ずるべきとした。

①非表示措置の対象を全ての法人等における代表者に拡大すること。②非表示措置前に登記された代表者等の住所についても非表示措置の対象とする。③代表者等の住所について、非表示措置の申出を登記申請と同時にできなくとも可能となること。④法務省ウェブ

サイト等において、非表示措置の利用による与信判断等に影響を与える可能性があるとの記載など同制度の利用をためらわせる可能性のある案内は見直すこと。⑤代表者等本人またはその委任を受けた者が、当該代表者等の住所が記載された登記事項証明書等の取得を可能とすること。

①、④は、8年度に速やかに措置、②、③、⑤は、8年度に結論を得次第速やかに措置となつていく。

なお、非表示措置の

都が宿泊税変更

総務省が同意

総務省は6月30日、宿泊税について総務省が東京都の変更と6市1町(北海道苫小牧市、北広島市、稚内市、山形市、山梨県富士吉田市、富士河口湖町、沖縄県名護市)に同意したと発表した。

実施は名護市が9年2月1日、稚内市が同年3月1日、北広島市が同年10月1日、その他の市はすべて同年4月1日となっている。

このうち、東京都は平成14年10月に全国で初めて宿泊税を導入し、その後、1人当たり1泊1万円以上1万5000円未満の宿泊

で1000円、同1万5000円以上の宿泊で2000円を徴収してきた。今回の変更で宿泊料金の3%の定率制に改める一方、課税免除基準額を1人1泊1万円から1万3000円に引き上げる。また、現在は対象外の簡易宿所や民泊の利用を対象に加える。

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業
吉村建設工業株式会社

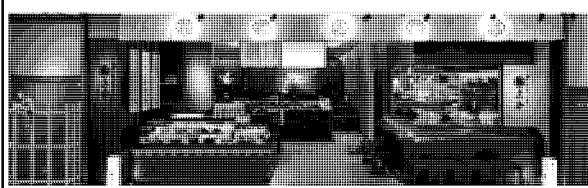
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗

【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

〈直営店〉
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店



土井 土井
窯炊き立てごはん

大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい
DO PLUS ONE
SUINA室町店

NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

続 傍流の止論 羊 税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣 97

重加算税の実務においては、第93回で述べた「隠蔽又は仮装」の意義に明らかでない場合に、重加算税の課税が認められることがある。例えば、帳簿もつけず申告もしない行為、帳簿をつけるにしても算出した所得金額の一部を申告する行為(いわゆるつまみ申告)、虚偽の申告や税務当局に虚偽の答弁等をする行為等が、「隠蔽又は仮装」と言えるか否かである。

このような消極的不正行為に対して重加算税を課した場合の当該処分が適否が争われた事件も多いが、その中で、リーディング・ケースとして注目されている次の二つの最高裁判決を紹介する。一つは、最高裁判平成6年11月22日判決であるが、この判決の事案では、会計帳簿において正確な所得金額を算定しておきながら、数年にわたり、その数%しか申告せず、税務調査の指摘により10数%の所得金額を修正申告していたところ、同判決は、次のように判示している(なお、控訴審の大阪高裁平成5年4月27日判決は、隠蔽又は仮装には当たらない旨判示している)。

重加の論点④ つまみ申告等

「以上のような事情からすると、Kは、単に真実の所得金額よりも少ない所得金額を記載した確定申告書であることを認識しながらこれを提出したというにとどまらず、本件各確定申告の時点において、白色申告のため当時帳簿の備付け等につきこれを義務付ける税法上の規定がなく、真実の所得の調査説明に困難が伴う状況を利用し、真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図の下に、必要に応じて事後的にも隠ぺいのための具体的工作を行うことも予定しつつ、前記会計帳簿類から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出したことが明らかである。したがって、本件各確定申告は、単なる過少申告行為にとど

まるものではなく、国税通則法六八条一項にいう税額等の計算の基礎となるべき所得の存在を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当たるといふべきである。」

また、最高裁判平成7年4月28日判決は、顧問税理士に対し株式売買による多額の雑所得を秘匿して確定申告書を作成させた事案につき、次のように判示している。

「上告人は、昭和六〇年から六二年までの三箇年にわたって、被上告人に所得税の確定申告をするに当たり、株式等の売買による前記多額の雑所得を申告すべきことを熟知しながら、あえて申告書にこれを全く記載しなかったのみならず、右各年分の確定申告書の作成を顧問税理士に依頼した際に、同税理士から、その都度、同売買による所得の有無について質問を受け、資料の提出も求められたにもかかわらず、確定的な脱税の意思に基づいて、右所得のあることを同税理士に対して秘匿し、何らの資料も提供することなく、同税理士に過少な申告を記載した確定申告書を作成させ、これを被上告人に提出したというのである。」

右によれば、上告人は、当初から所得を過少な申告することを意図した上、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたものであるから、その意図に基づいて上告人のした本件の過少申告行為は、国税通則法六八条一項所定の重加算税の賦課要件を満たすものといふべきである。」

これらの最高裁判決からもうかがえると、帳簿もつけず、取引の原始記録を保存しない、そして、申告もしない、形には何も残さないという行為が最も巧妙な税逃れ(最も悪質な隠蔽仮装行為)であると言える。そして、このような行為を隠蔽又は仮装行為と認定し得るかについては、関係法令の文言のみに拘泥すべきではなく、同法令の立法趣旨、税法上の記帳義務制度を考慮し、それらの行為の前後における事実関係等を総合して「隠蔽又は仮装」行為であるか否かを推認して判断されるべきであろう。この総合関係説は、前記の最高裁判決の以前から筆者が主張してきたところである。

不良債権に係る税務上の取扱いの再確認

■ 税理士 東辻 淳次

1

新聞報道等によると、2024年度の一般会計税収は75兆2320億円と5年連続で過去最高を更新し、2025年度も更に増加することが予想されています。その一方で、倒産件数は4年連続で増加しており2025年度で1万件を超えており、現在の世界情勢などを踏まえれば、2026年度は更に倒産件数が増えかねない状況です。

このような状況ですから、得意先の事業が悪化して売掛債権の回収が滞るような事態も考えられ、もしかの場合に備えるため、不良債権に係る税務上の取扱い(個別評価金銭債権に係る貸倒引当金と貸倒損失、子会社整理及び子会社再建に係る利益供与)を再確認していただけるような解説を掲載してまいります。

【個別評価金銭債権に係る貸倒引当金】(法法52①、法令96①)

債務者に生じた事実	損金算入限度額
一 更生計画認可の決定等	5年以内に弁済を受けられない金額
二 債務超過の状況の継続等	回収の見込みがない金額
三 更生手続開始の申立て等	50%相当額
四 外国政府等のデフォルト	50%相当額

上記の表は、個別評価金銭債権に係る貸倒損失につき、どのような事実が生じた場合に、どれだけの金額を損金算入できるかを

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

簡記したものです。

なお、貸倒引当金の損金算入は、中小法人(資本金1億円以下の普通法人)のほか、公益法人等、協同組合等、銀行、保険会社など一定の法人に限定されます。

一 更生計画認可の決定等(法令96①一)

「更生計画認可の決定等」は、次に掲げる事実をいいます。

イ 更生計画認可の決定
ロ 再生計画の認可決定
ハ 特別清算に係る協定の認可の決定
ニ 一般に公表された準則に沿って策定した一定の債務処理計画の決定
ホ 合理的な基準による債権者集会の協議決定、及びこれに準じた行政機関、金融機関等のあっせんにより協議して締結された契約

更生計画認可の決定の対象となった債務者の債務額を確定する過程等で、債権者も「債務者が債務超過に陥っている」といったことを把握し、その後の協議を経た決定に係る通知書等により「5年以内に弁済を受けられない金額」は把握できることとなります。

したがって、債務者に、この更生計画認可の決定等が生じた場合には、債権者が債務者の資産状況等を調べなくても個別評価金銭債権に係る貸倒引当金を計上できます。

東辻淳次(ひがしつじ・じゅんじ)氏の略歴 国税庁審理室課長補佐、大阪国税局調査第二部調査総括課長等を経て、同局課税第二部長を最後に退官後、令和5年税理士登録。

昭和木材株式会社

本社: 東川町西町10丁目1番3号
 ☎(0166)31-4781 FAX(0166)82-3111

旭川工場(製材・加工・乾燥)流通センター
 東川町西町10丁目1番3号
 ☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601

住宅事業部: 東川町西町10丁目1番3号
 ☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969

札幌支店・札幌工場(プレカット・2×4パネル)
 石狩市新港南1丁目(石狩工場団地内)
 ☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190

東北支店・プレカット工場
 秋田県大館市松木境4-2
 ☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557

盛岡営業所: 岩手県柴波郡矢野町流通センター南3丁目8-3
 ☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666

仙台営業所: 宮城県仙台市若林区鉾町5丁目5-2
 ☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402

青森事務所: 青森市矢作1丁目2-5
 ☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873

東京支店: 東京都江東区辰巳3丁目20-21
 ☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916

名古屋支店: 名古屋市港区藤前3丁目501番
 ☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131

大阪支店: 岸和田市新港町5-7
 ☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334

西日本物流センター
 香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
 ☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

愛知ヨーウ株式会社

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番! アシドミルクPLUS
 給食でおなじみ スタンダードヨーグルト ココア
 アレルゲン 28品目不使用 国産みかんゼリー

本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 ☎0568-77-3141
 名古屋センター 名古屋市中区東区よもぎ台1-1101 ☎052-773-4911
 小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 ☎0568-71-4911
 四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 ☎059-347-4911
 三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下77-1 ☎0533-95-4911
 福岡営業所 福岡県大野城市御笠川3-4-15 ☎092-503-2151
 熊本営業所 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1847 ☎096-283-3441
 鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野3-1192-9 ☎099-229-4911
 北陸営業所 石川県金沢市千木1-85 ☎076-257-3565
 関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町3-7-21 ☎03-3526-3141
 天翔神田駅前ビル6F607
 岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田31-7 ☎058-260-4911
 京都営業所 大阪府茨木市横江1-2-15 ☎072-634-4911
 長野営業所 長野県伊那市御園2 ☎0265-76-4939

阿部精麦株式会社

精麦・精米・倉庫業(精麦部)
 太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
 出光興産特約販売店(石油部)
 アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
 陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡町5番5号
 TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678

精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263
 石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2075
 西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
 加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
 ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144
 建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
 自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

裁決事例集

293

裁決のポイント

相続税法第55条(未分割遺産に対する課税)の規定に基づく申告等により確定した遺産が先行相続の遺産分割によって減少したことを理由とする更正の請求について、当該申告等により確定した遺産の価額を前提とするものではないため、同法第32条(更正の請求の特則)第1項第1号に基づく更正の請求には該当しないとした事例。

編集部編

相続税法第55条で確定の遺産が先行相続の遺産分割で減少、更正の請求はできない

は、平成26年10月に死亡し、その相続(本件第1次相続)に係る法定相続人は、被相続人父の配偶者(請求人らの母)であるE及び請求人らの4名である。

本件第1次相続においては、課税価格の合計額が基礎控除額以下であったとして、相続税の申告はされていない。

E(本件被相続人)は、28年3月に死亡し、その相続(本件第2次相続)に係る法定相続人は、請求人らの3名である。

請求人らは、本件第2次相続に係る相続税の申告期限までに遺産分割が成立しなかったため、相続税法第55条(未分割遺産に対する課税)の規定に基づき法定相続分の割合で遺産を取得したものととして、法定申告期限までに申告した。

その後、請求人らは原処分所属の調査担当職員の調査を受け、請求人A及び請求人Bは、30年12月3日に修正申告書を提出した。また、請求人Cは、30年12月11日に更正の請求書を提出し、原処分は、同月27日付で当該更正の請求の全部を認める更正処分をした。

当該修正申告及び当該更正処分の結果(本件申告等)、本件第1次相続に係る遺産を含む請求人らの取得財産の価額の合計額並びに債務及び葬式費用の合計額が一致し、本件第2次相続に係る取得財産の価額の合計額から債務及び葬式費用の合計額を控除した金額(遺産の総額)は、〇〇〇〇円となった。

請求人らは、本件第1次相続及び本件第2次相続に係る遺産の分割について協議し、令和6年3月22日付で、各遺産分割協議書を作成して、本件第1次相続及び本件第2次相続に係る遺産分割を成立させた。

請求人らは、本件第1次相続に係る遺産分割協議を成立させたことなどから、本件第2次相続における遺産の総額が減少したとして、更正の請求を行っている。この更正の請求は、相続税法第55条(未分割遺産に対する課税)の規定に基づく申告等により確定した遺産が先行相続の遺産分割で減少したことを理由とするものではないため、同法第32条(更正の請求の特則)第1項第1号に基づく更正の請求には該当しない。

審査請求人A、同B及び同C(請求人ら)が、請求人らの父を被相続人とする相続(一次相続)の後、相続が開始した請求人らの母を被相続人とする相続(二次相続)の相続税において、一次相続に係る遺産を民法に規定する相続分の割合で取得したものととして二次相続の遺産に含めて申告していたが、その後、請求人らが一次相続に係る遺産の分割について協議し、請求人らの母が一次相続に係る遺産を取得しないことを内容とする遺産分割を成立させたため、二次相続に係る課税価格が減少したとして相続税法に規定する更正の請求の特則による更正の請求をした。それに対し、原処分庁が、当該各更正の請求は当該特則による更正の請求に該当しないとして更正をすべき理由がない旨の各通知処分をしたことから、請求人らがその処分の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、当該特則に規定する事由に基づく更正の請求には該当しないととして、各通知処分は適法であると判断し(令和7年10月29日付、公表裁決)。

基礎事実等

請求人らの父であるD(被相続人父)

少し、相続税額が減少するとして、相続税法第32条(更正の請求の特則)の規定に基づき、6年5月7日に各更正の請求(本件各更正の請求)をした。

原処分庁は、6年8月26日付で、本件各更正の請求に対し、更正をすべき理由がない旨の各通知処分(本件各通知処分)をした。

請求人らは、本件各通知処分について不服があるとして、6年11月22日に審査請求をした。

争点は、本件各更正の請求は、相続税法第32条第1項第1号に規定する事由を理由とした更正の請求ができる場合に該当するか否か。

請求人の主張

相続税法第55条の規定に基づく申告等(その後更正があった場合にはその更正をいう)により確定した二次相続に係る遺産が、一次相続に係る遺産分割により減少した場合であっても、相続税法第32条第1項第1号の規定は適用されると解釈すべきであり、同号に規定する事由を理由とした更正の請求ができる場合に該当する。

審判所の判断

未分割の遺産を分割した結果、既に確定した課税価格及び相続税額が過大になるか否かの判断に当たって、算定の基礎となる遺産の価額は、申告(その後更正があった場合にはその更正)により確定した遺産の価額を基礎とすべきであり、申告(その後更正があった場合にはその更正)により確定した遺産の価額を基礎とすべきである。

請求人らは、相続に係る被相続人が一次相続に係る遺産を取得しないことなどを内容とする遺産分割の成立により、本件相続に係る遺産の総額が減少したという理由で更正の請求を行っている。この更正の請求は、相続税法第55条(未分割遺産に対する課税)の規定に基づく申告等により確定した遺産が先行相続の遺産分割で減少したことを理由とするものではないため、同法第32条(更正の請求の特則)第1項第1号に基づく更正の請求には該当しない。

注目の二冊

図解法人税

(令和8年版)

宮本 電平 編

法人税に関する法令・通達が規定する内容は極めて広範囲に及ぶと同時に、きめ細かく定められているため非常にボリュームがあり、かつ難解であるといわれている。

本書は、そのような法人税に関する基本的事項を図表やフローチャートを多用して体系的に解説。

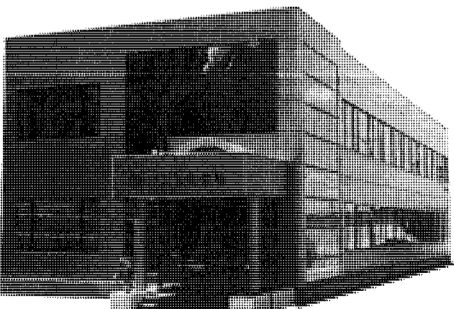
具体的には、「法人税の基礎事項」から始まり、「収益の税務」「資産の税務」「費用の税務」「損失の税務」「外貨建取引の換算等」「完全支配関係がある法人の間の取引の損益」「圧縮記帳等」「引当金、準備金」「企業組織再編税制」「信託税制」「税額計算、申告、納付」「電子帳簿等保存制度」「グループ通算制度」「地方法人税の取扱い」「防衛特別法人税の取扱い」など全22章で構成。

今回の改訂にあたっては、特定生産性向上設備等促進税制の創設、研究開発税制の見直し並びに中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例、中小企業経営強化税制の見直しをはじめとする令和8年度税制改正を織り込み更に内容を充実。

B5判、948ページ。定価3740円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1411、FAX03-3829-4001)。



信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
<https://www.15mimura.co.jp>

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

悩める税理士事務所 所長・職員のための 生成AI 超入門

■ 税理士 加藤 博己

1

本連載を担当する税理士の加藤博己です。世の中は「生成AI」の話題で持ちきりですが、「今さら新しいデジタルツールなんて……」と、どこか他人事のように感じていませんか。

実は、この記事を書いている私自身、生成AIが普及したときには既に50代でした。世の中にはもっと若くて、AIの高度な知識や経験を持つ税理士の先生がたくさんいらっしゃいます。それでもあえて私がこのペンを執ったのは、「50代の私でもできたのだから、焦らずひとつずつやれば絶対に大丈夫ですよ」と、皆さんの背中をそっと押したかったからです。

いま、税理士業界を取り巻く環境は厳しくなっています。法改正への対応などで業務工数は増える一方、業界全体では深刻な人手不足。「これ以上、どうやって仕事を回せばいいんだ」と頭を抱えている所長先生や職員の方も少なくないのではないのでしょうか。

そんなとき、真っ先に頭に浮かぶのが「人」の採用

50代の私がAIを勧める理由

最初の一歩を踏み出すためのマインドセット

ですが、そう簡単には見つかりません。そこで提案したいのが、AIを「優秀なアシスタント」として事務所に迎えるという選択肢です。

こう言うと、「AIが間違っただ税務判断をしたらどうするんだ!」と不安に思う方もいるでしょう。確かに、AIに税法を完璧に解釈させて、複雑な税務判断を丸投げするにはまだリスクがあります。ですから、最初からそんな「中心業務」を任せる必要はありません。

まずは、リスクの低い「事務作業(周辺業務)」から手伝ってもらいましょう。例えば、お客さまへ送る案内文の作成、長文のビジネスメールの下書き、あるいは社内向けの議事録の要約などです。これらは仮に多少の間違いがあっても、大きなトラブルにつながる可能性は低く、また人間が最終チェックを行う場合も、それほど時間はかかりません。

大事なものは、まずは身近なパソコン作業をちょっとだけ手伝ってもらおう感覚です。

この連載では、難しい専門用語はできるだけ使わず、明日から事務所で使える「AIへの賢い頼み方」を具体的にお伝えしていきます。人間と同じで、こちらが上手に指示を出せば、AIは24時間文句も言わずに働いてくれる最高の相棒になります。

人手不足に悩む日々、少しだけ心のゆとりを。私と一緒に、焦らず最初の一歩を踏み出してみませんか。

「そう、どうしてですか?」
「そう、どうしてですか?」
片桐は両手の指先を胸の前で忍者のように組み、人差し指を立ててみせた。「3人が3人、いなくなっただんです」
そこに現れたのが、これまで面識など一切ない比嘉善蔵だった。
「正直、驚きました」片桐はいった。「沖繩の、それも数カ月ほど前まで高校の教頭先生だった方が職を辞し、お越しになり、三平運輸の社長をおやりになるという。それだけでも驚きなら、1千万円が入った封筒を持参され、これを5千万円の貸付金の返済の一部に充当してもらいたい。残金については、私が一切を引き受けるから、とにかく、3人に累が及ばぬようご配慮いただきたい」

「結果として御社は、比嘉さんの債務引受をお認めになったわけですね」
「ええ、そうです」顔を曇らせた片桐が、「さすがに経理部も法務部も反対しましたよ。ただ、例の常務が、自分が事の発端だっただけに、不良債権化すれば自分の責任問題にもなりかねませんから、いわば渡りに船と、それに越

「戦友とて、軍隊のですか?」
「そうです、先の大戦の、です。」
結局、比嘉社長からは、債務引受をするに至った経緯をお聞きすることは叶いませんでした。ただ、それが戦友との約束であったことは間違いない。私は大正生まれ。戦争の悲惨さは、よく分かっているつもりです。
ご存知のとおり、沖繩は、この日本で、住民を善き込む大規模な地上戦が行われた場所です。沖繩戦では、当時の沖繩県民の4人に1人が命を落とし、約20数万人もの人々が犠牲となった地です。

「戦友とて、軍隊のですか?」
「そうです、先の大戦の、です。」
結局、比嘉社長からは、債務引受をするに至った経緯をお聞きすることは叶いませんでした。ただ、それが戦友との約束であったことは間違いない。私は大正生まれ。戦争の悲惨さは、よく分かっているつもりです。
ご存知のとおり、沖繩は、この日本で、住民を善き込む大規模な地上戦が行われた場所です。沖繩戦では、当時の沖繩県民の4人に1人が命を落とし、約20数万人もの人々が犠牲となった地です。

税務調査と 真実

■ 井東 圭

13

先生と呼ばれた男(13)

「どうしてですか?」
「そう、どうしてですか?」

片桐は両手の指先を胸の前で忍者のように組み、人差し指を立ててみせた。「3人が3人、いなくなっただんです」

そこに現れたのが、これまで面識など一切ない比嘉善蔵だった。

「正直、驚きました」片桐はいった。「沖繩の、それも数カ月ほど前まで高校の教頭先生だった方が職を辞し、お越しになり、三平運輸の社長をおやりになるという。それだけでも驚きなら、1千万円が入った封筒を持参され、これを5千万円の貸付金の返済の一部に充当してもらいたい。残金については、私が一切を引き受けるから、とにかく、3人に累が及ばぬようご配慮いただきたい」

「結果として御社は、比嘉さんの債務引受をお認めになったわけですね」

「ええ、そうです」顔を曇らせた片桐が、「さすがに経理部も法務部も反対しましたよ。ただ、例の常務が、自分が事の発端だっただけに、不良債権化すれば自分の責任問題にもなりかねませんから、いわば渡りに船と、それに越

「戦友とて、軍隊のですか?」
「そうです、先の大戦の、です。」
結局、比嘉社長からは、債務引受をするに至った経緯をお聞きすることは叶いませんでした。ただ、それが戦友との約束であったことは間違いない。私は大正生まれ。戦争の悲惨さは、よく分かっているつもりです。
ご存知のとおり、沖繩は、この日本で、住民を善き込む大規模な地上戦が行われた場所です。沖繩戦では、当時の沖繩県民の4人に1人が命を落とし、約20数万人もの人々が犠牲となった地です。

「戦友とて、軍隊のですか?」
「そうです、先の大戦の、です。」
結局、比嘉社長からは、債務引受をするに至った経緯をお聞きすることは叶いませんでした。ただ、それが戦友との約束であったことは間違いない。私は大正生まれ。戦争の悲惨さは、よく分かっているつもりです。
ご存知のとおり、沖繩は、この日本で、住民を善き込む大規模な地上戦が行われた場所です。沖繩戦では、当時の沖繩県民の4人に1人が命を落とし、約20数万人もの人々が犠牲となった地です。

「戦友とて、軍隊のですか?」
「そうです、先の大戦の、です。」
結局、比嘉社長からは、債務引受をするに至った経緯をお聞きすることは叶いませんでした。ただ、それが戦友との約束であったことは間違いない。私は大正生まれ。戦争の悲惨さは、よく分かっているつもりです。
ご存知のとおり、沖繩は、この日本で、住民を善き込む大規模な地上戦が行われた場所です。沖繩戦では、当時の沖繩県民の4人に1人が命を落とし、約20数万人もの人々が犠牲となった地です。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6事務年度における法人税の実地調査で隠蔽または仮装により故意に所得を脱漏していた割合になります。

答え = %

ナンプレの予想難易度: 7

	3	4	1			7		
			8	9	3		1	C
							3	
3		9	5			7		6
7	8			4			5	2
5	A	1			7	3		9
	6					B		
	1			7	8	4		
	9				5	8	6	

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 7月12日(日)

前回の答え 万 , 0 件

豊かな経験、確かな技術。



Ⓞ 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

なんでも相談していただける
金融機関を目指してまいります

いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201



納税協会連が定時評議員会

80周年記念式典も開催

公益財団法人納税協会連合会(本荘武宏会長)は6月24日、ホテル阪急インターナショナルで、令和8年度定時評議員会と創立80周年記念式典を開催した。

開式のあいさつとして、本荘会長は「令和8年度におきまして、税務当局ならびに税務協力団体との連携を一層進めながら、各地域の納税協会と力を合わせて、税に関する正しい知識の普及と納税道義の高揚に向け、鋭意取り組んで参ります」と述べた。

議事では令和7年度事業報告と決算、退任に伴う評議員、任期満了に伴う理事および監事の選任を審議し、承認された。

また、表彰式が催され、退任協会長への感謝状贈呈、会員拡大等に尽力した納税協会への表彰状贈呈、永年勤続者への表彰状贈呈が行われた。

引き続き、同連合会創立80周年記念式典が盛大に行われ、役員や会員、来賓として大阪国税局の彦谷直克局長、近畿納税貯蓄組合総連合会の佐



本荘武宏会長が挨拶する様子。背景には「納税協会連合会」のロゴが見える。

東京・神田間税会(石澤長一郎会長)は6月10日、都内で「酒税法と日本酒」「日本酒の種類と味わいの違い」をテーマにした勉強会を開催した。

当日は、同会会員や神田税務署の千葉啓之署長をはじめとする関係者、友誼団体の代表者約150人が出席した。

あいさつ後、①税知識の普及と納税意識の高揚の事業として大規模法人税務研修会等の開催、②税制および税務に関する調査研究・提言に関する事業に税制改正提言の取りまとめ、③地域企業の健全な発展と地域社会への貢献目的の事業に講演会の開催や豪雨災害等への義援金の寄託などを盛り込んだ令和8年度事業計画を報告。続いて議事に移り、7年度収支決算報告を承認した。

柴戸会長は「写真の通り、あいさつ後、①税知識の普及と納税意識の高揚の事業として大規模法人税務研修会等の開催、②税制および税務に関する調査研究・提言に関する事業に税制改正提言の取りまとめ、③地域企業の健全な発展と地域社会への貢献目的の事業に講演会の開催や豪雨災害等への義援金の寄託などを盛り込んだ令和8年度事業計画を報告。続いて議事に移り、7年度収支決算報告を承認した。

石澤会長は、「会活動の活性化と会員の税に関する知識の向上を目的に、今後も各分野の専門的な講師を招いた勉強会を企画することで、会活動に新たな活気を呼び込みたい」としている。

川聡氏と、「久保田の蔵元である朝日酒造株式会社の中村諒氏が、代表的な日本酒の味わいの違いを解説した。

出席者は、解説を聞いた。

石澤会長は、「会活動の活性化と会員の税に関する知識の向上を目的に、今後も各分野の専門的な講師を招いた勉強会を企画することで、会活動に新たな活気を呼び込みたい」としている。

石澤会長は、「会活動の活性化と会員の税に関する知識の向上を目的に、今後も各分野の専門的な講師を招いた勉強会を企画することで、会活動に新たな活気を呼び込みたい」としている。

プロバスケット選手と租税教室を開催 福岡署

福岡税務署(内田良宏署長)は6月18日、プロバスケットボールチーム「ライジングゼファークオオカ」の中心選手とともに、



久山町立山田小学校で6年生49人を対象に租税教室を開催した。

まず同署職員が税金が使われているのかの意義と役割について説明し、児童らは「みんなの安心な生活を支えるために、税金を支払っているんだ」という意識を学んだ。

続いて、中谷選手に手助けされながら、1億円のレプリカ紙幣を持ち上げ、その重さや大きさなどから、集められた税金やお金の大切さを実感していた。

当日は、同連合会役員と来賓として福岡国税局の白津吉弘課税第2部長ら幹部、福岡県

一般社団法人福岡県法人会連合会(柴戸隆成会長)は6月16日、福岡市で第14回定時総会を開催した。

柴戸会長は「写真の通り、あいさつ後、①税知識の普及と納税意識の高揚の事業として大規模法人税務研修会等の開催、②税制および税務に関する調査研究・提言に関する事業に税制改正提言の取りまとめ、③地域企業の健全な発展と地域社会への貢献目的の事業に講演会の開催や豪雨災害等への義援金の寄託などを盛り込んだ令和8年度事業計画を報告。続いて議事に移り、7年度収支決算報告を承認した。

柴戸会長は「写真の通り、あいさつ後、①税知識の普及と納税意識の高揚の事業として大規模法人税務研修会等の開催、②税制および税務に関する調査研究・提言に関する事業に税制改正提言の取りまとめ、③地域企業の健全な発展と地域社会への貢献目的の事業に講演会の開催や豪雨災害等への義援金の寄託などを盛り込んだ令和8年度事業計画を報告。続いて議事に移り、7年度収支決算報告を承認した。

柴戸会長は「写真の通り、あいさつ後、①税知識の普及と納税意識の高揚の事業として大規模法人税務研修会等の開催、②税制および税務に関する調査研究・提言に関する事業に税制改正提言の取りまとめ、③地域企業の健全な発展と地域社会への貢献目的の事業に講演会の開催や豪雨災害等への義援金の寄託などを盛り込んだ令和8年度事業計画を報告。続いて議事に移り、7年度収支決算報告を承認した。

柴戸会長は「写真の通り、あいさつ後、①税知識の普及と納税意識の高揚の事業として大規模法人税務研修会等の開催、②税制および税務に関する調査研究・提言に関する事業に税制改正提言の取りまとめ、③地域企業の健全な発展と地域社会への貢献目的の事業に講演会の開催や豪雨災害等への義援金の寄託などを盛り込んだ令和8年度事業計画を報告。続いて議事に移り、7年度収支決算報告を承認した。

柴戸会長は「写真の通り、あいさつ後、①税知識の普及と納税意識の高揚の事業として大規模法人税務研修会等の開催、②税制および税務に関する調査研究・提言に関する事業に税制改正提言の取りまとめ、③地域企業の健全な発展と地域社会への貢献目的の事業に講演会の開催や豪雨災害等への義援金の寄託などを盛り込んだ令和8年度事業計画を報告。続いて議事に移り、7年度収支決算報告を承認した。

鎌倉団体長会

8月3日に税の作文対策セミナー

全国の中学生が参加可、オンラインで

神奈川県・鎌倉税務署管内の税務関係6団体で構成されている鎌倉団体長会(会長=青木政行公益社団法人鎌倉法人会会長)は8月3日、中学生の「税についての作文」対策セミナーを開催する。

今年も夏の暑さを考慮し、ビデオ通話アプリ「Zoom」を活用して中学生が自宅で受講する方式で行う。6団体がリレー形式で講師を務め、全国の中学1~3年生が参加可能。昨年は、セミナーを受講した生徒の中から2人が受賞した。

同会は、「へえ〜!と驚く、『税』についてのさまざまなトピックスが満載です。作文を書く人も書かない人も、税について興味のある方は、ぜひ参加してください」と呼び掛けている。詳細は次のとおり。

【開催日時】 8月3日(月)午前10時~11時30分

【対象者】 中学生(1年生~3年生)

【申込方法】 グーグルフォームで、「学校名」「学年」「氏名(フリガナ)」「メールアドレス」等を記載して送信。右下の二次元コードを読み取ることで、申し込みサイトに簡単にアクセスできる。なお、これらの個人情報は、同セミナー以外には使用しない。

【参加費】 無料

【問い合わせ先】 鎌倉税務署総務課 (TEL0467-22-5591)



日本酒の勉強会を開催

神田間税会 伝統的の酒造りなど学ぶ

東京・神田間税会(石澤長一郎会長)は6月10日、都内で「酒税法と日本酒」「日本酒の種類と味わいの違い」をテーマにした勉強会を開催した。

当日は、同会会員や神田税務署の千葉啓之署長をはじめとする関係者、友誼団体の代表者約150人が出席した。

あいさつ後、①税知識の普及と納税意識の高揚の事業として大規模法人税務研修会等の開催、②税制および税務に関する調査研究・提言に関する事業に税制改正提言の取りまとめ、③地域企業の健全な発展と地域社会への貢献目的の事業に講演会の開催や豪雨災害等への義援金の寄託などを盛り込んだ令和8年度事業計画を報告。続いて議事に移り、7年度収支決算報告を承認した。

石澤会長は、「会活動の活性化と会員の税に関する知識の向上を目的に、今後も各分野の専門的な講師を招いた勉強会を企画することで、会活動に新たな活気を呼び込みたい」としている。

川聡氏と、「久保田の蔵元である朝日酒造株式会社の中村諒氏が、代表的な日本酒の味わいの違いを解説した。

出席者は、解説を聞いた。

石澤会長は、「会活動の活性化と会員の税に関する知識の向上を目的に、今後も各分野の専門的な講師を招いた勉強会を企画することで、会活動に新たな活気を呼び込みたい」としている。

石澤会長は、「会活動の活性化と会員の税に関する知識の向上を目的に、今後も各分野の専門的な講師を招いた勉強会を企画することで、会活動に新たな活気を呼び込みたい」としている。

石澤会長は、「会活動の活性化と会員の税に関する知識の向上を目的に、今後も各分野の専門的な講師を招いた勉強会を企画することで、会活動に新たな活気を呼び込みたい」としている。

キャッシュレス納付推進を宣言

京都信用金庫

京都信用金庫(神田隆之理事長)は6月16日、京都市内の本店で、下京納税貯蓄組合連合会と公益社団法人下京納税協会後援の下、「税のキャッシュレス納付推進」宣言式を開催した。

当日は大阪国税局の岡拓也徴収部長、京都府税務事務所の藤本賢次所長、京都府下の関

係各税務署長をはじめ、多くの関係者が一堂に会した。

宣言式では、神田理事長が「安心・安全に納税が完了できる税のキャッシュレス納付の推進」を宣言し、岡徴収部長に宣言書を手渡した。

また、式典に先立ち、同金庫の職員ら約20人が本店前の四条通に立ち、地域一体となった普及と定着を図るため、通行人にリーフレットを手渡す街頭PR活動も実施した。

ご贈答に、「ビール共通券・清酒券」 どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

\\ こんな時に「ビール共通券・清酒券」を! //

贈答品

「香典返し」「内祝い」等に

プレゼント

「就職祝い」「退職祝い」等に

景品

「ゴルフ大会の景品」等に

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、「有効期限」が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。
【※有効期限:2031年3月31日】

ビール2本券 ¥960(非課税)

缶ビール2缶券 ¥575(非課税)

清酒特撰券 ¥2,880(非課税)

清酒上撰券 ¥2,470(非課税)